

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和48年岩手県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>漁港漁場整備法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁港の区域内における行為に係る協議)</p> <p>第7条 法第39条第4項の規定に基づき協議をしようとする者は、<u>漁港の区域内における行為に係る協議書（様式第8号）</u>に当該行為の区分に対応する前条各号の書面等を添付して知事等に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(申請書等の経由)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり土地（水面）の立入り（使用）をしたいので<u>漁港漁場整備法</u>（第36条第1項において準用する同法）第24条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。</p>	<p style="text-align: center;"><u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁港の区域内における行為に係る協議)</p> <p>第7条 法第39条第4項の規定に基づき協議をしようとする者は、<u>別に定める様式による漁港の区域内における行為に係る協議書</u>に当該行為の区分に対応する前条各号の書面等を添付して知事等に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(実施計画の認定申請)</p> <p>第9条 <u>法第42条第1項に規定する認定を受けようとする者は、別に定める様式による実施計画認定申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(実施計画の変更認定申請)</p> <p>第10条 <u>法第43条第4項に規定する認定を受けようとする者は、別に定める様式による実施計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(漁港水面施設運営権の移転申請)</p> <p>第11条 <u>法第55条第2項に規定する許可を受けようとする者は、別に定める様式による漁港水面施設運営権移転申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(漁港水面施設運営権の存続期間の更新申請)</p> <p>第12条 <u>法第57条第2項に規定する更新を受けようとする者は、別に定める様式による漁港水面施設運営権存続期間更新申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(申請書等の経由)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり土地（水面）の立入り（使用）をしたいので<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（第36条第1項において準用する同法）第24条第1項の規定により、関係図書を添えて</p>

[略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

次のとおり漁港施設を処分したいので漁港漁場整備法第37条第1項の規定により関係書面等を添えて申請します。

[略]

様式第3号（第5条関係）

[略]

次のとおり漁港施設を利用させたいので漁港漁場整備法第38条の規定により関係図書等を添えて申請します。

[略]

様式第4号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において工作物の建設（改良）をしたいので、漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において土砂の採取（土地の掘削、盛土）をしたいので漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

様式第6号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において汚水の放流（汚物の放棄）をしたいので、漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

様式第7号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において水面（土地）の一部を占有したいので、漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

申請します。

[略]

様式第2号（第4条関係）

[略]

次のとおり漁港施設を処分したいので漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項の規定により関係書面等を添えて申請します。

[略]

様式第3号（第5条関係）

[略]

次のとおり漁港施設を利用させたいので漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条の規定により関係図書等を添えて申請します。

[略]

様式第4号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において工作物の建設（改良）をしたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

様式第5号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において土砂の採取（土地の掘削、盛土）をしたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

様式第6号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において汚水の放流（汚物の放棄）をしたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

様式第7号（第6条関係）

[略]

次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において水面（土地）の一部を占有したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則に定める様式及び別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。